

開成町請負工事におけるアスベスト含有建材 の原則使用禁止に係る特記仕様書

請負者は、石綿による健康障害を防止するため、工事の施工にあたっては、次のとおり対応すること。

- 1 使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。
- 2 監督員の指示がある建材については、メーカーが発行する「石綿を原材料としていない証明書」等を提出すること。
- 3 下請契約における受注者に対しても同様の内容を周知し、徹底を図ること。

* 「アスベストを含有しない建材」とは、建材の製造過程において、アスベストを原材料としていない建材をいう。

以上